

〔論 説〕

中小企業のための会計制度に関する研究

—金融機関への情報提供について—

金 川 一 夫

〔要 旨〕

本研究の目的は、中小企業のための会計基準である SME、指針および要領について、我が国の中小企業の実態と中小企業会計の目的を中心に、比較検討することである。中小企業の資金調達には、銀行借入のように市場との間に仲介者を介する間接金融に頼らざるをえない。そのために、中小企業庁は資金調達力の強化を促すための会計を普及させようとしているのである。中小企業の利害関係者へ提供する会計情報として、安全性を示すための指標としての自己資本比率がある。それは、資産に対する純資産の比率として計算される。この純資産について SME、指針および要領を比較したとき、要領では評価・換算差額等と新株予約権についての説明はないのである。この理由は、計算書類等の作成負担を最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さないという考えに立って要領が作成されたからであると考えられる。

Keyword：中小企業 会計基準 中小企業の会計に関する基本要領 資金調達

1 はじめに

中小企業のための会計に関する基準として、2003年9月に、国際会計基準審議会（IASB）は、「中小企業版 IFRS」（IFRS for Small and Medium-sized Entities）（以下、SME と省略する）の策定を決定し、2009年7月に、それを単独の中小企業向け会計基準として公表している。そして、2005年8月に、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所および企業会計基準委員会（ASBJ）の4団体が、「中小企業の会計に関する指針」（以下、指針と省略する）を公表している。さらに、2011年2月に「中小企業の会計に関する検討会」が設置され、「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、要領と省略する）をとりまとめて、2012年2月に公表している。これら3つが現時点における中小企業のための会計に関する基準とされている。本研究の目的は、これらの会計基準¹について、我が国の中小企業の実態と中小企業会計

¹ 会計基準も会計原則もともに企業の会計実践を指導し、会計目的を達成するための会計行動の指針としてとらえられている。（安藤英義他（2007）p. 123）

の目的を中心に、比較検討することである。そのために、まず中小企業の属性を調べて、中小企業会計の目的を明確にする。次に、中小企業の利害関係者へ提供する会計情報を取り上げる。その後で、これらの会計基準について要領を中心に比較する。

2 先行研究

中小企業会計に関するこれまでの研究について調べる。

岡部（2009）「中小企業会計指針の問題点」では、指針はシングル・スタンダード論を基調としているので、「今後、大企業と中小企業における会計基準の制度と実態の乖離の幅は拡大するものと考えられる。そのなかで、ダブル・スタンダード論の一般化による中小企業の実態把握が確実にできる注記事項の義務化が一層要求されてくる」と結んでいる。

高木（2010）「中小企業会計基準に関する一考察」では、大会社会計基準と中小企業会計基準に共通の画一型会計基準（シングル・スタンダード）を採用してきた制度のあり方についての批判的考察を行い、選択基準、最適基準の立場から細記型会計基準（ダブル・スタンダード）の正当性を検討し、中小企業の真実な会計とは、企業の立場に立った原価実現、経営効率としての利益の測定を規定する会計基準でなければならない。シングル・スタンダードから脱却し、ダブル・スタンダードを制定するための理論的根拠は既に与えられていると述べている。

河崎（2012）「日本における中小企業会計の現状と課題」では、大企業（公開企業）と中小企業の企業属性は異なるとの認識が出发点であり、指針は、大企業向け会計基準を簡素化したトップダウン・アプローチによるものであり、中小企業にとってはハイレベルな会計基準となっている。要領は、中小企業の属性に即したボトムアップ・アプローチに基づき、国際会計基準（IFRS）の影響を遮断した、中小企業の身の丈に合った会計ルールとされると結んでいる。

山下（2012）「わが国の中小企業会計基準の展開：『中小企業の会計に関する基本要領』をめぐって」では、中小企業にとって指針はハードルが高いということで、要領を策定したのにもかかわらず、ハードルの高さを解消できたかどうかは疑問が残る。問題は、どの会計基準をどのように簡素化するかである。これについてのワーキンググループの要領策定プロセスは、不透明であると述べている。

以上のように、中小企業のための会計に関するいくつかの研究では、大企業とは異なる中小企業の属性により会計基準が決まるとして、スタンダードや策定プロセスについての議論がなされている。

3 問題提起

中小企業庁が公表する中小企業白書によれば、2012年度において講じた中小企業施策として、「中小企業の経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す観点から、2012年3月に取りまとめた『中小企業の会計に関する検討会報告書』に基づき、要領の普及・活用を推進した」と述べている²。また、2013年度において講じようとする中小企業施策として、「2013年4月からは、要領を会計ルールとして採用する中小企業・小規模事業者に対して、信用保証料率³を0.1%割引引く制度を開始する」と述べている⁴。このように、中小企業庁は①経営状況の明確化、②経営者自身による事業の説明能力の向上、③資金調達力の強化を促す観点から、2012年度から要領の普及・活用を積極的に推進している。

要領では、その目的について、「(1) 中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。(2) 計算書類等の開示先や経理体制等の観点から、『一定の水準を保ったもの』とされている指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえ、以下の考えに立って作成されたものである。①中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計、②中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計、③中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計、④計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計」と述べている⁵。このように、中小企業庁は、その目的の一つとして資金調達力の強化を促すための会計を普及させようとしているのである。本研究では、上述された②中小企業の利害関係者への情報提供に資する会計という観点から、SME、指針および要領を比較する。

² 中小企業庁（2014）p. 233。

³ 信用保証料の料率は、中小企業事業者の財務状況等を考慮して9つの料率区分から適用される。担保提供がある場合や要領の適用状況を確認できる場合等には、割引を行う（全国信用保証協会連合会、<http://www.zenshinhoren.or.jp/guarantee-system/hoshoryo.html> 2014年9月3日）。

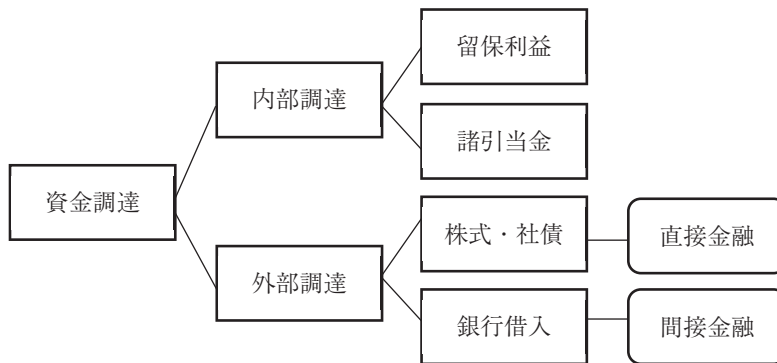
⁴ 中小企業庁（2014）p. 278。

⁵ 中小企業の会計に関する検討会（2012）p. 1。

4 中小企業の資金調達

(1) 企業の資金調達

図表1に示されるように、企業の資金調達は内部調達(internal finance)と外部調達(external finance)に分かれる。内部調達は企業内部の源泉から行う資本調達であり、経営活動自体から生み出される留保利益と、投下資本の回収としての減価償却引当金などの諸引当金からなる。外部調達は外部から資金を調達することであり、株式や社債を発行して資本市場から直接に資金調達する直接金融(direct finance)と、銀行借入のように市場との間に仲介者を介する間接金融(indirect finance)とがある⁶。



図表1 企業の資金調達
出所) 筆者作成。

(2) 間接金融への依存

中小企業は間接金融への依存割合が高い。この背景には、中小企業が内部金融や直接金融に困難を抱えているために間接金融への依存を高めているという要因や、大企業が株式・社債の発行や内部資金の活用に重きを置き始めたために、銀行が新たな顧客を求めて中小企業への貸し出しを積極的に行うようになったという要因がある⁷。

中小企業向け金融機関別の貸出残高と中小企業の従業員規模別の借入金はそれぞれ図表2と図表3に示される。

図表2に示されるように、中小企業への貸出先について、政府系金融機関等⁸からの貸出は全体の9%程度であるのに対して、民間金融機関からの貸出は全体の91%程度を占めているの

⁶ 二神恭一(2006) p. 477, p. 517。

⁷ 高田亮爾他(2011) pp. 101-102。

図表2 中小企業向け金融機関別貸出残高

(金額単位：兆円)

金融機関	2012.12	比率(%)	2013.12	比率(%)
国内銀行銀行勘定合計	170.1	69.8	173.2	70.1
国内銀行信託勘定他	0.5	0.2	0.6	0.2
信用金庫	41	16.8	41.3	16.7
信用組合	9.5	3.9	9.7	3.9
民間金融機関合計	221.1	90.8	224.8	90.9
商工組合中央金庫	3.9	9.5	3.8	9.5
日本政策金融公庫(中小企業事業)	2.7	6.4	2.6	6.4
日本政策金融公庫(国民生活事業)	2.7	6.5	2.6	6.5
政府系金融機関等合計	22.5	9.2	22.4	9.1
中小企業向け総貸出残高	243.6	100.0	247.2	100.0

出所) 2014年版『中小企業白書』付属統計資料13表「金融機関別中小企業向け貸出残高」(一部修正)

- 注) 1. 国内銀行勘定, 国内銀行信託勘定他における中小企業向け貸出残高とは, 資本金3億円(卸売業は1億円, 小売業, 飲食店, サービス業は5,000万円)以下, 又は常用従業員300人(卸売業, サービス業は100人, 小売業, 飲食店は50人)以下の企業(法人及び個人企業)への貸出をいう。
2. 国内銀行信託勘定他には1999年6月より, 海外店勘定(国内向け)を含む。
3. 信用金庫における中小企業向け貸出残高とは, 個人, 地方公共団体, 海外円借款, 国内店名義現地貸を除く貸出残高。
4. 信用組合における中小企業向け貸出残高とは, 個人, 地方公共団体などを含む総貸出残高。
5. 日本政策金融公庫(中小企業事業)は, 2008年9月までの残高は, 旧「中小企業金融公庫」の貸出残高。貸出残高には, 設備貸与貸付・投資育成会社への貸付残高は含まれていない。
6. 日本政策金融公庫(国民生活事業)は, 2008年9月までの残高は, 旧「国民生活金融公庫」の貸出残高。
7. 2014年3月初時点での資料による。数字は遡及して改定される可能性がある。

である。

図表3の最下段に示されるように, 借入金合計のうち短期借入金約18%, 長期借入金約52%の計約70%の借入金の借入先が金融機関である。5人以下の企業の借入金合計は60,219十億円と全体の約38%程度である。5人以下の企業の短期借入金は4,409十億円(7.3%), 長期借入金は23,216十億円(38.6%)であり, 他の従業員規模と比べて金融機関からの借り入れの割合が低い。これに対して, 51人以上の企業の短期借入金は13,143十億円(29.6%), 長期借入金は26,028十億円(52.2%)であり, 金融機関からの借り入れの割合が高い。

このように, 中小企業の中でも従業員規模が小さいほど金融機関からの借り入れが困難になっている⁹。

⁸ 1936年に施行された商工組合中央金庫法(2007年廃止)に基づき政府や中小企業団体が出資する金融機関(商工組合中央金庫法第6条)として設立された商工組合中央金庫は2008年に株式会社に転換された(商工組合中央金庫(2014)pp.5-6)。日本政策金融公庫は, 2008年に, 旧国民生活金融公庫, 旧農林漁業金融公庫, 旧中小企業金融公庫及び旧国際協力銀行(国際金融等業務)が統合され, 株式会社日本政策金融公庫として発足した。(日本政策金融公庫(2009)p.1)

⁹ 高田亮爾(2011)は, 規模の小さい企業にとって, 内部金融は人員, 設備, 販路などが限られているために容易ではない。また, 直接金融も簡単に利用できるものではないと述べている。(高田亮爾(2011)p.101)

図表3 中小企業の従業員規模別借入金

(金額単位：10億円)

	短期借入金		長期借入金		借入金合計
	金融機関	金融機関以外	金融機関	金融機関以外	
5人以下	4,409.149	12,785.009	23,215.854	19,809.286	60,219.298
%	7.3	21.2	38.6	32.9	38.0
6～20人	5,395.576	2,380.571	18,724.103	3,828.815	30,329.065
%	17.8	7.8	61.7	12.6	19.1
21～50人	5,884.206	1,008.820	14,805.006	1,786.248	23,484.280
%	25.1	4.3	63.0	7.6	14.8
51人以上	13,142.906	2,805.781	26,027.725	2,493.628	44,470.040
%	29.6	6.3	58.5	5.6	28.1
計	28,831.838	18,980.181	82,772.688	27,917.977	158,502.684
%	18.2	12.0	52.2	17.6	100.0

出所) 2014年版『中小企業白書』付属統計資料 15表「中小企業の資産状況」(一部修正)

注) (1) 本調査結果は、日本標準産業分類(大分類)のうち、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業(一部業種を除く)、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業(一部業種を除く)、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)(一部業種を除く)に属する企業(個人企業を含む。)に対して実施した実態調査をもとに、推計した結果である。

(2) 母集団企業数は5人以下 988,353社、6～20人 375,030社、21～50人 112,969社、51人以上 64,968社、合計 1,541,321社である。

5 資金調達のための会計情報

高田亮爾他(2011)によれば、中小企業の金融の問題について、「下記のような小規模性から派生する諸要因によって、金融機関は中小企業への貸付に消極的になる傾向がある」と述べて、次の3つを示している¹⁰。

- (1) 「情報の非対称性」と「規模の経済」の存在¹¹
- (2) 担保の問題¹²
- (3) 財務構造の問題

3番目の財務構造の問題について、「金融機関は中小企業向け貸出の審査項目として、担保だけでなく債務償還能力、安全性(自己資本比率等)、収益性(売上高経常利益率等)といった財務項目も重視している¹³」と述べている。

中小企業の従業員規模別の自己資本比率はそれぞれ図表4に示される。

¹⁰ 高田亮爾他(2011) pp. 102-103。

¹¹ 金融機関の立場から、大企業に貸し出すほうが割安になる(規模の経済)。大企業は企業情報を広く公開し、金融機関も情報を手に入れやすい(情報の非対称性)。(高田亮爾他(2011) pp. 102-103)

¹² 資産に乏しい中小企業は担保が少ないため、担保が重視されると、必要な借入れができない。(高田亮爾他(2011) p. 103)

¹³ 高田亮爾他(2011) p. 103。

図表 4 中小企業の自己資本比率

(金額単位：百万円)

	5人以下	6～20人	21～50人	51人以上	計
負債・純資産	101,331,076	71,381,551	62,598,322	151,323,369	386,634,319
純資産	9,857,432	21,764,686	22,255,042	58,551,757	112,428,916
自己資本比率	9.7	30.5	35.6	38.7	29.1

出所) 2014年版『中小企業白書』付属統計資料 15表「中小企業の資産状況」(一部修正)

注) (1) 本調査結果は、日本標準産業分類(大分類)のうち、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業(一部業種を除く)、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業(一部業種を除く)、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)(一部業種を除く)に属する企業(個人企業を含む。)に対して実施した実態調査をもとに、推計した結果である。

(2) 母集団企業数は5人以下 988,353社、6～20人 375,030社、21～50人 112,969社、51人以上 64,968社、合計 1,541,321社である。

図表4の最下段に示されるように、全体の自己資本比率は29.1%である。5人以下の企業は9.7%であり、最も低い値を示している。これに対して、51人以上の企業は38.7%であり、最も高い値を示している。高田亮爾他(2011)によれば、「借入が多い体質である(自己資本比率が低い)ことで安全性が低いとみなされ、新たに借入ができたとしても高い利率を設けるケースが多い。この重い金利負担が収益性の上昇に歯止めをかけることになり、自分で資金を生み出す体質への移行を減速させているのである」と述べている。

桜井(2013)によれば、自己資本比率は長期的な観点から他人資本の安全性を評価する指標である。この比率の背後には、「自己資本と他人資本の合計によって調達された資産が返済に充当されるとき、他人資本の返済に優先順位が与えられていることから、自己資本の割合が大きいほど、他人資本の返済がよりいっそう保証されて、安全性が増すという考えがある¹⁴⁾」としている。

以上のように、中小企業が金融機関から資金を借り入れる際に、その安全性を示すための指標として自己資本比率がある。それは、資産に対する純資産の比率として計算される。

6 純資産についての会計基準の比較

本節では、中小企業の経営者が資金調達力の強化を促すための会計として、自己資本比率等を明らかにするために利用する純資産を計上するための会計基準を取り上げて、SME、指針および要領を比較する。

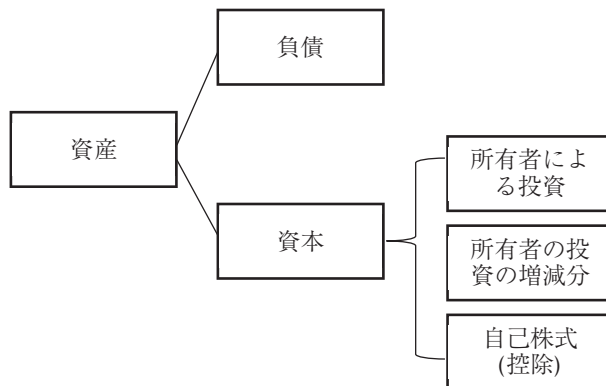
純資産を計上するための会計基準について、会社計算規則では、「貸借対照表等は、次に掲

¹⁴⁾ 桜井久勝(2013) p. 206。

げる部に区分して表示しなければならない（第73条）」として、(1)資産、(2)負債および(3)純資産を掲げている。企業会計基準第5号では、「貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、純資産の部は、株主資本と株主資本以外の各項目に区分する（第4項）」として、その経緯について、「平成17年会計基準では、まず、貸借対照表上、資産性又は負債性をもつものを資産の部又は負債の部に記載することとし、それらに該当しないものは資産と負債との差額として『純資産の部』に記載することとした（第21項）」と述べている。

(1) SME

SME では、第22章「負債及び資本」「負債又は資本としての金融商品の分類」において、「資本とは、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残存持分である。負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるものをいう。資本は、企業の所有者による投資に、黒字事業から稼得され企業の事業活動に使用するために留保されている所有者の投資の増加分を加え、赤字事業による及び所有者への分配による所有者の投資の減少分を差し引いたものである（22.3項）」と述べられている。自己株式について、「自己株式は、発行後に企業が買い戻した資本性金融商品である。企業は、自己株式の対価の公正価値を資本から控除しなければならない。企業は、自己株式の購入、売却、発行又は消却に関して利得又は損失を純損益に認識してはならない（22.16項）」と述べられている。これらの資本に係わる関係は図表5に、様式は図表6に示される。



図表5 SMEの純資産の構成
出所) 筆者作成。

図表5に示されるように、資本は負債を控除した後の資産に対する「残存持分」であり、「所

有者による投資」に「所有者の投資の増加分」を加え、「所有者の投資の減少分」を差し引いたものであるとしている。

図表6 SMEの純資産の様式

	注	20X2年	20X1年	20X0年
資本				
株式資本	22	30,000	30,000	30,000
利益剰余金	4	2,406,059	2,171,353	2,003,765
		2,436,059	2,201,353	2,033,765
負債及び資本合計		3,334,233	3,158,274	2,884,669

出所) 国際会計基準審議会 (IASB) (2009b) p. 12.

図表6に示されるように、資本の部において、「株式資本」「利益剰余金」が計上されている。

(2) 指針

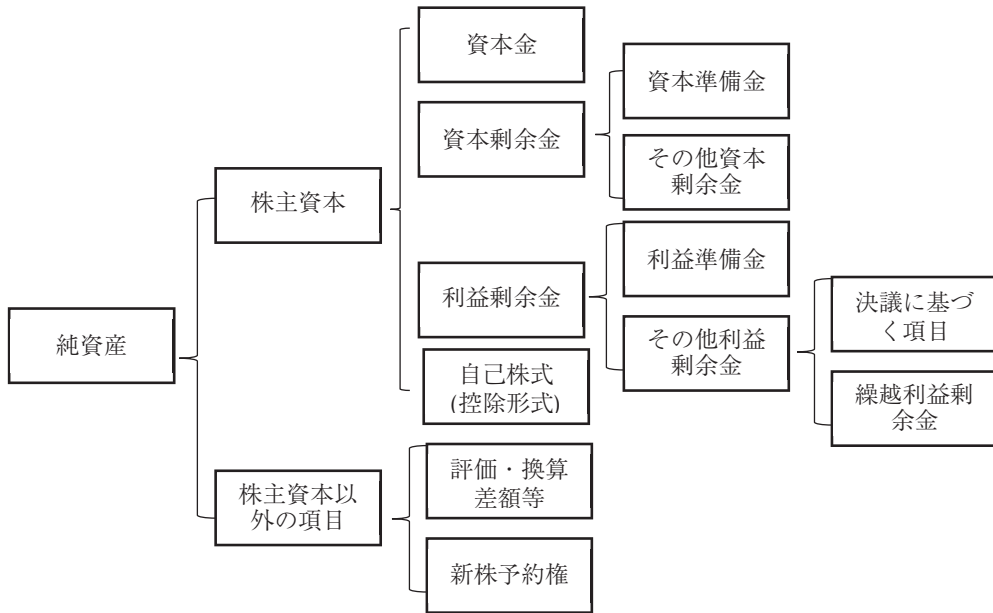
指針では、純資産について「要点」において次のように述べている¹⁵。

- ① 純資産の部は、株主資本、株主資本以外の各項目に区分する。
- ② 株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分する。
- ③ 資本剰余金は、資本準備金、その他資本剰余金に区分する。
- ④ 利益剰余金は、利益準備金、その他利益剰余金に区分する。
- ⑤ その他利益剰余金は、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目は、その内容を示す項目に区分し、それ以外は繰越利益剰余金に区分する。
- ⑥ 株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等、新株予約権に区分する。
- ⑦ 期末に保有する自己株式は、株主資本の末尾において控除形式により表示する。
- ⑧ 純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主資本の各項目の変動事由を報告するために株主資本等変動計算書(附表1に示される)を作成する。

これらの純資産に係わる関係は図表7に、貸借対照表の純資産の部の様式は図表8に示される。

要点において述べられた資本金(67項)、剰余金(68項)、評価・換算差額等(69項)、自己株式(70項)、株主資本等変動計算書(71項)については、それぞれの項でさらに説明されているが、純資産についての説明はない。評価・換算差額等は、その他有価証券評価差額金や繰

¹⁵ 指針 p. 37-40.



図表7 指針の純資産の構成

出所) 筆者作成。

図表8 指針の純資産の様式

1	純資産の部	
2	株主資本	
3	資本金	A
4	資本剰余金	
5	資本準備金	B
6	その他資本剰余金	C
7	資本剰余金合計	D
8	利益剰余金	
9	利益準備金	E
10	その他利益剰余金	×××
11	××積立金	F
12	繰越利益剰余金	G
13	利益剰余金合計	H
14	自己株式	△I
15	株主資本合計	J
16	評価・換算差額等	
17	その他有価証券評価差額金	K
18	評価・換算差額等合計	L
19	新株予約権	M
20	純資産合計	N

出所) 日本公認会計士協会他 (2014) p. 57。

延ヘッジ損益等，資産又は負債に係る評価差額を当期の損益にしていない場合の評価差額（税効果考慮後の額）をその内容を示す項目をもって計上する（69項）。自己株式について，自己株式の取得は実質的に資本の払戻しとしての性格を有しているとして，(1)取得及び保有(2)自己株式の処分(3)自己株式の消却に分けて説明している。新株予約権¹⁶についての説明はない。

図表8に示されるように，3行目の資本金の金額はAとなっており，附表1の資本金の当期末残高の金額Aに対応している。14行目の自己株式の金額は ΔI となっており，控除項目であること示している。

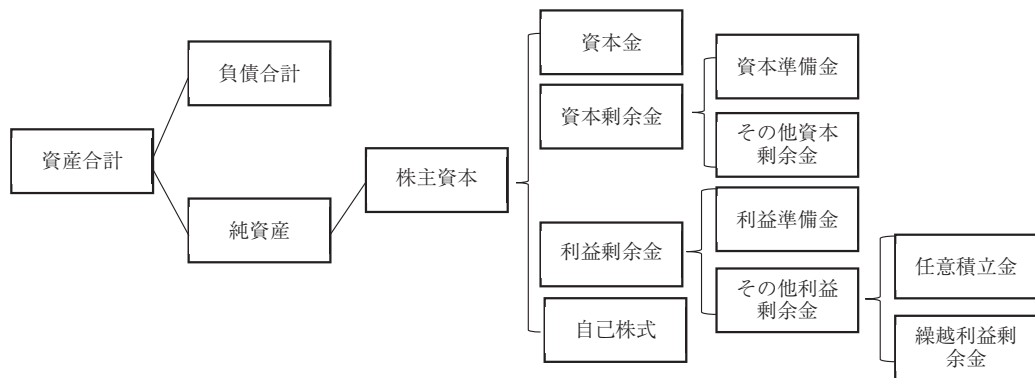
(3) 要領

要領では，純資産について次のように述べている¹⁷。

(1) 純資産とは，資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額をいう（13.(1)）。

(2) 純資産のうち株主資本は，資本金，資本剰余金，利益剰余金等から構成される（13.(2)）。

これらの純資産に係わる関係は図表9に，貸借対照表の純資産の部の様式は図表10に示される。



図表9 要領の純資産の構成

出所) 筆者作成。

さらに，要領では次のように説明している¹⁸。図表9左側に示されるように，「純資産」は，「資産の部の合計額」から「負債の部の合計額」を控除した額であり，そのうちの「株主資本」は，「資本金」「資本剰余金」「利益剰余金等」から構成される。「資本金」「資本剰余金」は，原則として，株主から会社に払い込まれた金額をいうのである。

¹⁶ 新株予約権は，その保有者が発行者である会社に対して行使することにより，あらかじめ定められた価額で株式の交付を受ける権利である。(新井清光他 (2014) p. 157)

¹⁷ 要領 p. 17.

¹⁸ 要領 p. 17

図表9右上側に示されるように、「資本剰余金」は、会社法上、株主への分配が認められていない「資本準備金」と、認められている「その他資本剰余金」に区分される。設立又は株式の発行に際して、株主から会社に払い込まれた金額は、「資本金」に計上するが、会社法の規定に基づき、払込金額の2分の1を超えない額については、資本金に組み入れず、「資本剰余金」のうち「資本準備金」として計上することができる。

図表9右下側に示されるように、「利益剰余金」は、原則として、各期の利益の累計額から株主への配当等を控除した金額をいうのである。「利益剰余金」は、会社法上、株主への分配が認められていない「利益準備金」と、認められている「その他利益剰余金」に区分される。また、「その他利益剰余金」は、「任意積立金」と「繰越利益剰余金」に区分される。配当を行った場合、会社法の規定により一定額を「資本準備金」又は「利益準備金」に計上する必要がある。各期の利益の累計額から株主への配当等を控除した金額は、「繰越利益剰余金」に計上されるが、株主総会又は取締役会の決議により「任意積立金」を設定することができる。また、期末に保有する「自己株式」は、純資産の部の株主資本の末尾に自己株式として一括して控除する形式で表示する。

図表10 要領の純資産の様式

1	(純資産の部)		
2	I 株主資本		
3	資本金	〇〇	(A)
4	資本剰余金	〇〇〇	
5	資本準備金	〇〇〇	(B)
6	その他資本剰余金	〇〇〇	(C)
7	資本剰余金合計	〇〇〇	(D)
8	利益剰余金	〇〇〇	
9	利益準備金	〇〇〇	(E)
10	その他利益剰余金	〇〇〇	
11	××積立金	〇〇〇	(F)
12	繰越利益剰余金	〇〇〇	(G)
13	利益剰余金合計	〇〇〇	(H)
14	自己株式	△ 〇〇	(I)
15	株主資本合計	〇〇〇	(J)
16	純資産合計	〇〇〇	(K)

出所) 中小企業の会計に関する検討会 (2012) p. 19。

図表10に示されるように、3行目の資本金の金額は(A)となっており、附表2の資本金の当期末残高の金額(A)に対応している。14行目の自己株式の金額は△Iとなっており、控除項目であること示している。これは、指針と同様である。

(4) 比較

これらの会計基準を比較すると、図表5、図表7、図表9に示されるように、SMEでは、資本が「所有者による投資」と「所有者の投資の増加分」に区分され、指針では、純資産が「株主資本」と「株主資本以外の項目」に区分されている。要領では、純資産は「株主資本」となっている。指針と要領との違いとして、附表1下側に示される株式資本合計より以下の「株主資本以外の項目」がある。

評価・換算差額等¹⁹について、企業会計基準第5号では、「評価・換算差額等には、その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益のように、資産又は負債は時価をもって貸借対照表価額としているが当該資産又は負債に係る評価差額を当期の損益としていない場合の当該評価差額や、為替換算調整勘定、退職給付に係る調整累計額等が含まれる。当該評価・換算差額等は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、退職給付に係る調整累計額等その内容を示す科目をもって表示する。なお、当該評価・換算差額等については、これらに係る繰延税金資産又は繰延税金負債の額を控除した金額を記載することとなる（8項）」と述べられている。指針では、「評価・換算差額等は、その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益等、資産又は負債に係る評価差額を当期の損益としていない場合の評価差額（税効果考慮後の額）をその内容を示す項目をもって計上する（69項）」と述べられており、企業会計基準第5号を簡略化した内容になっている。

新株予約権について指針では説明がないが、会社計算規則第76条では、「新株予約権に係る項目は、自己新株予約権に係る項目を控除項目として区分することができる（8項）」、また企業会計基準第5号では、「新株予約権は、将来、権利行使され払込資本となる可能性がある一方、失効して払込資本とはならない可能性もある。このように、発行者側の新株予約権は、権利行使の有無が確定するまでの間、その性格が確定しないことから、これまで、仮勘定として負債の部に計上することとされていた。しかし、新株予約権は、返済義務のある負債ではなく、負債の部に表示することは適当ではないため、純資産の部に記載することとした（22項）」と述べている。

評価・換算差額等は未実現利益と呼ばれるものであるもので、売却等によって確定するまで、株主に帰属する持ち分かどうかは明確でないと言われる。このため、このような評価差額等は、株主資本を構成しない純資産項目として取り扱われるのである²⁰。また、新株予約権は、その

¹⁹ 資産・負債を時価評価することによって生じる評価差額等を損益計算書に計上せずに、貸借対照表の純資産の部に直接計上する場合がある。これらの項目は、未実現利益と呼ばれ、売却等によって確定するまで株主に帰属する持ち分かどうかはまだ明確でない。このため、これらの評価差額等は、株主資本を構成しない純資産項目として取り扱われる。（新井清光他（2014）p.157）

発行者である会社に対して保管者が行使することにより、株式の交付をあらかじめ定められた価額で受ける権利である。発行者である会社の側からすれば、この権利の行使に際しては、株式を交付することで足りるので、負債としての性格を有しているとはいえない。しかし、新株予約権は現在の株主ではないので、新株予約権を株主資本に含めることにも問題がある。したがって、株主資本とは区別される項目として、新株予約権は記載されるのである²¹。

指針では、これらの評価・換算差額等と新株予約権は、株主資本とは区別される項目として記載されるのであるが、要領では評価・換算差額等と新株予約権についての説明はないのである。このことは、指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象にして、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきという意見を踏まえて、「④計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計」という考えに立って要領が作成されたからであると考えられる。

7 おわりに

本研究の目的は、中小企業のための会計基準である SME、指針および要領について、我が国の中小企業の実態と中小企業会計の目的を中心に、比較検討することであった。中小企業の資金調達には、銀行借入のように市場との間に仲介者を介する間接金融に頼らざるをえないのである。そのために、中小企業庁は資金調達力の強化を促すための会計を普及させようとしているのである。中小企業の利害関係者へ提供する会計情報として、安全性を示すための指標として自己資本比率がある。それは、資産に対する純資産の比率として計算される。SME、指針および要領を比較したとき、指針では、評価・換算差額等と新株予約権は、株主資本とは区別される項目として記載されるのであるが、要領ではこれらについての説明はないのである。このことは、計算書類等の作成負担を最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計という考えに立って要領が作成されたからであると考えられる。指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象にして、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきという意見を踏まえているのである。

²⁰ 会社計算規則第76条第2項において、「株主資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない」として、資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式および自己株式申込証拠金を掲げている。企業会計基準第5号7項において、株主資本以外の各項目は、(1)個別貸借対照表上、評価・換算差額等及び新株予約権に区分する。(2)連結貸借対照表上、評価・換算差額等、新株予約権及び非支配株主持分に区分する」と述べられている。

²¹ 新井清光他(2014) pp.157-158。

参考文献

1. 二神恭一（2006）『新版ビジネス・経営学辞典』中央経済社。
2. 高田亮爾, 上野紘, 村社隆, 前田啓一（2011）『現代中小企業論 [増補版]』同友館。
3. 商工組合中央金庫（2014）『有価証券報告書』2014年3月期。
4. 日本政策金融公庫（2009）『事業報告』2009年3月期。
5. 桜井久勝（2013）『財務諸表分析（第5版）』中央経済社。
6. 新井清光, 川村義則（2014）『現代会計学』中央経済社。
7. 国際会計基準審議会（IASB）（2009a）『中小企業向け国際財務報告基準（SME基準）』。
8. 国際会計基準審議会（IASB）（2009b）『中小企業向け国際財務報告基準（SME基準）財務諸表の例示表示及び開示チェックリスト』。
9. 中小企業庁（2014）『中小企業白書』。
10. 日本公認会計士協会, 日本税理士会連合会, 日本商工会議所及び企業会計基準委員会（2014）『中小企業の会計に関する指針（2013年版）』日本公認会計士協会, 日本税理士会連合会, 日本商工会議所及び企業会計基準委員会。
11. 中小企業の会計に関する検討会（2012）『中小企業の会計に関する基本要領』。

附表

附表1 株主資本等変動計算書の例示（純資産の各項目を縦に並べる様式例）

株主資本			
資本金	当期首残高		×××
	当期変動額	新株の発行	×××
	当期末残高		A
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		×××
	当期変動額	新株の発行	×××
	当期末残高		B
その他資本剰余金	当期首残高及び当期末残高		C
資本剰余金合計（*3）	当期首残高		×××
	当期変動額		×××
	当期末残高		D
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		×××
	当期変動額	剰余金の配当に伴う積立て	×××
	当期末残高		E
その他利益剰余金（*1）			
××積立金	当期首残高及び当期末残高		F
繰越利益剰余金	当期首残高		×××
	当期変動額	剰余金の配当	×××
		剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て	
		当期純利益	Q
	当期末残高		G
利益剰余金合計（*3）	当期首残高		×××
	当期変動額		×××
	当期末残高		H
自己株式	当期首残高		×××
	当期変動額	自己株式の処分	×××
	当期末残高		△I
株主資本合計	当期首残高		×××
	当期変動額		×××
	当期末残高		J
評価・換算差額等（*2）			
その他有価証券評価差額金	当期首残高		×××
	当期変動額（純額）（*4）		×××
	当期末残高		K
評価・換算差額等合計（*3）	当期首残高		×××
	当期変動額		×××
	当期末残高		L
新株予約権	当期首残高		×××
	当期変動額（純額）（*4）		×××
	当期末残高		M
純資産合計（*3）	当期首残高		×××
	当期変動額		×××
	当期末残高		N

出所）日本公認会計士協会他（2014）p.61。

附表2 株主資本等変動計算書の例示（純資産の各項目を縦に並べる様式例）

		株主資本等変動計算書		
		自 平成〇〇年〇月〇日		
		至 平成〇〇年〇月〇日		
				(単位：円（又は千円）)
株主資本				
資本金	当期首残高			〇〇
	当期変動額	新株の発行		〇〇
	当期末残高			〇〇 (A)
資本剰余金				
資本準備金	当期首残高			〇〇〇
	当期変動額	新株の発行		〇〇〇
	当期末残高			〇〇〇 (B)
その他資本剰余金	当期首残高及び当期末残高			〇〇〇 (C)
資本剰余金合計	当期首残高			〇〇〇
	当期変動額			〇〇〇
	当期末残高			〇〇〇 (D)
利益剰余金				
利益準備金	当期首残高			〇〇〇
	当期変動額	剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て		〇〇
	当期末残高			〇〇〇 (E)
その他利益剰余金				
××積立金	当期首残高及び当期末残高			〇〇〇 (F)
繰越利益剰余金	当期首残高			〇〇〇
	当期変動額	剰余金の配当		△〇〇〇
		剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て		△〇〇
		当期純利益		〇〇〇 (L)
	当期末残高			〇〇〇 (G)
利益剰余金合計	当期首残高			〇〇〇
	当期変動額			〇〇〇
	当期末残高			〇〇〇 (H)
自己株式	当期首残高			△〇〇
	当期変動額	自己株式の処分		〇〇
	当期末残高			△〇〇 (I)
株主資本合計	当期首残高			〇〇〇
	当期変動額			〇〇〇
	当期末残高			〇〇〇 (J)
純資産合計	当期首残高			〇〇〇
	当期変動額			〇〇〇
	当期末残高			〇〇〇 (K)

出所) 11. 中小企業の会計に関する検討会 (2012) p. 23.